

社会医療調査報告よりみたる乙表無床診療所 に於けるネブライザー療法の経年的考察

岩井総合病院 岩井宏方

はじめに

私は昭和63年9月22日、第27回日本鼻科学会（会長 石川哮教授）の会期中、第18回鼻科学臨床問題懇話会に於いて“診療報酬に於けるネビュライザー療法の問題点”と題して私見を発表する機会を得た。その際、本題に関し比較的詳細に記述編纂した小冊子を配布した。特に社会医療調査報告の統計表をご覧になっておられない方々のために図録を豊富に用意した。

対象にした統計資料は昭和44年度から昭和62年度に至る間で、現在まで公刊されているものおよび未公刊のものである。しかしこの資料だけでは推計処理できないこともあったので、担当の方々の格別のご高配により原資料を参照することができたので補完し得た。

同様な作業により、診療報酬上よりみた乙表無床診療所に於けるネブライザー療法の経年的考察（自昭和44年 至62年）を行ったので、ここにご報告する次第である。今回は使用薬剤料との関連についても検討を試みた。

なお、日本医用エアロゾル研究会としては“ネビュライザー”と記すべきであろうが、本文は診療報酬問題を論議するので、社会保険の点数表に記載されている字句“ネブライザー”と敢えて従った。

I 本考察に於いて耳鼻咽喉科乙表無床診療所を対象に選んだ理由

表Iは社会医療調査報告にみられるネブライザー関連事項に関する記載の変遷を示すものである。

表Iから社会医療調査報告の分類内容の実態をご紹介する。

- ・病院に関して昭和62年度までは、甲表・乙

表別、入院・入院外別に分類されているが、各科別の記載はみられない。

・診療所にあっては、病院と同様に甲表・乙表、入院・入院外別の記載がみられるが、各科別分類は、昭和58年度までであり、昭和59年度分は乙表診療所のみにみられ、甲乙表診療所分は分類されていない。

以上の状況から耳鼻咽喉科の診療報酬に関して診療行為別に療養の給付の実態を経年的に推計するには、統計情報部の原資料に依存せねば不可能であった。なお甲表にせよ乙表にせよ病院に於ける各科別状況を知ることは困難であるので、病院に於ける耳鼻咽喉科の診療行為別調査は割愛した。

何故ならば、主として耳鼻咽喉科に属する診療行為であっても他の診療科目に属する場合もあり、異った診療科目が共有する診療行為も少くない。また診療所の場合は内科、小児科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻科、その他といった形で診療科目別に分類されていても、病院の場合は社会医療調査報告では科目別分類はみられない。

そこで、ネブライザー療法の診療報酬に関して社会医療調査報告を基盤に云々する場合、その対象医療機関は乙表無床診療所とせざるを得ない。しかも昭和59年度以降の社会医療調査報告には有床・無床の別はなく、乙表診療所のみとなっているので、この昭和59年度以後の分については原資料に依らざるを得なかった。

II 各科間に於けるネブライザーの回数、点数の占有率

表IIは昭和44年度より昭和62年度に至る乙表無床診療所に於けるネブライザーの各科別回数

表 I 社会医療調査報告にみられるネブライザー関連事項に関する記載の変遷

年 度	調査事項分類						診療行為及び点数の表示形式	使用薬剤	
	病院		診療所						
甲表 ・乙表 別	入院 ・入院 外別	各科 別	甲表 ・乙表 別	入院 ・入院 外別	各科 別	有床 ・無床 別			
44 ～ 46	○	○	×	○	○	○	○	⑦ネブライザー及び加圧スプレー（噴霧吸入） 6点 使用薬剤料込	
47 ～ 50	○	○	×	○	○	○	○	⑦ネブライザー 11点 所定点数のみ計算、 使用薬剤について は薬剤料の項へ	
51 ～ 56	○	○	×	○	○	○	○	⑦ネブライザー 12点 ⑨超音波ネブライザーによる酸素療法(51.3.31保険発19) ⑨超音波ネブライザー (56.5.29 保険発43)	
57 ～ 58	○	○	×	○	○	○	○	⑦ネブライザー 12点 ⑦超音波ネブライザー (56.5.29 保険発43) 24点	
59	○	○	×	○	○	○	甲 × 乙 ○	⑦超音波ネブライザー・ネブライザー 24・12点 ⑨超音波ネブライザー（1日につき） 24点 (60.2.18 保険発11)	
60	○	○	×	○	○	×	×	⑦超音波ネブライザー・ネブライザー 24・12点 ⑨国保・老人医療を再掲	
61	○	○	×	○	○	×	×		

注：事項分類別 ○：有 ×：無

・点数比率を示す。

この表では昭和44年度にネブライザーの耳鼻咽喉科占有率は、回数で68.58%，点数で71.94%で、耳鼻咽喉科以外の科への配分も相当みられるが、翌年からは何れも耳鼻咽喉科は90%前後の上昇となっている。ネブライザーポイント数が6点より11点に改正された昭和47年度には耳鼻咽喉科は回数、点数共に77%に低下し、その分内科は2桁の14%に回復した。しかし48年度以降は、耳鼻咽喉科の占有率は90%以上となり、この4～5年は回数、点数共に95%以上を占め、他科に比して圧倒的に高い。

III

表Ⅲは耳鼻咽喉科乙表無床診療所の時間内に

於ける①初診回数、②再診回数、③初診・再診回数計、④ネブライザーポイント数、⑤ネブライザーポイント数を示してある。

⑥は診療回数の総計に対するネブライザーポイント数の比率、つまり診療回数何回に1回ネブライザーを行っているかということを示す。例えば、昭和44年度には3.8回の診療回数に対して1回ネブライザーを行っており、62年度には1.6回の診療回数の間に1回ネブライザーを行っていることを示している。診療回数に占めるネブライザーポイント数は年々増加し、昭和44年から62年までの間に頻度は倍以上に増加している。

⑦は1診療回数当たりネブライザーポイント数を示すものである。この数値は3.16（昭44）から8.46（昭62）に上昇し、点数上か

表Ⅱ 乙表無床診療所におけるネブライザーの各科別回数・点数比率

(自和44 至昭61)

年度		内 科	小児科	外 科	産婦人科	眼 科	耳鼻科	その他
44	ネブライザー及び 加圧スプレー (含薬剤料) 6点	回数	20.63	—	—	—	68.58	6.76
		点数	16.63	—	—	—	71.94	7.83
45	" 6点	回数	6.23	0.95	0.09	—	0.30	90.86
		点数	4.73	0.61	0.07	—	0.19	92.98
46	" 6点	回数	4.66	2.89	0.08	0.19	1.61	86.42
		点数	3.71	2.47	0.05	0.13	1.52	89.37
47	ネブライザー11点 (以下薬剤料含まず)	回数	14.09	4.32	0.68	—	0.71	77.04
		点数	14.09	4.32	0.68	—	0.71	77.04
48	" 11点	回数	5.09	2.44	0.60	—	0.55	90.26
		点数	5.09	2.44	0.60	—	0.55	90.26
49	" 11点	回数	2.20	2.83	0.48	—	0.84	92.39
		点数	2.20	2.83	0.48	—	0.84	92.39
50	" 11点	回数	1.85	0.29	0.73	—	1.35	94.60
		点数	1.85	0.29	0.73	—	1.35	94.60
51	" 12点	回数	0.19	1.23	0.71	—	0.86	95.75
		点数	0.19	1.23	0.71	—	0.86	95.75
52	" 12点	回数	0.14	2.97	0.81	—	0.30	93.97
		点数	0.14	2.97	0.81	—	0.30	93.97
53	" 12点	回数	5.66	1.42	0.26	—	1.08	91.59
		点数	5.66	1.42	0.26	—	1.08	91.59
54	" 12点	回数	3.02	0.38	0.44	—	0.18	95.98
		点数	3.02	0.38	0.44	—	0.18	95.98
55	" 12点	回数	5.43	1.66	0.43	—	0.68	91.62
		点数	5.43	1.66	0.43	—	0.68	91.62
56	" 12点	回数	2.98	0.59	0.36	0.00	1.43	94.64
		点数	2.98	0.59	0.36	0.00	1.43	94.64
57	ネブライザー12点 超音波ネブライザ ー24点	回数	3.18	1.24	0.25	0.07	0.71	94.55
		点数	3.18	1.24	0.25	0.07	0.71	94.55
	計	回数	63.77	0.66	0.01	—	—	35.56
		点数	63.77	0.66	0.01	—	—	35.56
58	ネブライザー12点 超音波ネブライザ ー24点	回数	5.94	1.22	0.24	0.06	0.68	91.86
		点数	8.46	1.19	0.23	0.06	0.65	89.41
	計	回数	5.86	1.44	0.32	0.01	0.23	92.14
		点数	5.86	1.44	0.32	0.01	0.23	92.14
	計	回数	3.02	4.12	0.09	—	—	92.77
		点数	3.02	4.12	0.09	—	—	92.77
	計	回数	5.76	1.53	0.31	0.01	0.22	92.17
		点数	5.67	1.62	0.30	0.01	0.22	92.18

年度		内 科	小児科	外 科	産婦人科	眼 科	耳鼻科	その他
59	ネブライザー12点	回数	2.09	0.48	0.13	0.01	—	97.29
		点数	2.09	0.48	0.13	0.01	—	97.29
	超音波ネブライザー 24点	回数	2.70	1.35	0.28	0.05	—	94.67
		点数	2.70	1.35	0.28	0.05	—	94.67
	計	回数	2.14	0.54	0.13	0.01	—	97.11
		点数	2.17	0.60	0.15	0.01	—	96.94
60	超音波ネブライザー ネブライザー 24. 12点	回数	3.42	0.47	0.05	0.01	0.04	95.84
		点数	3.33	0.50	0.05	0.01	0.03	95.92
61	" 24. 12点	回数	2.36	0.93	0.02	0.00	0.19	96.50
		点数	2.48	0.94	0.02	0.00	0.21	96.34
								0.01

注：昭和60年度からは超音波ネブライザー、ネブライザー別の調査記載なし
また各科別記載もなく、この部分は原資料に基づいた

62	" 24. 12点	回数	2.95	0.63	0.02	0.02	0.61	95.76	0.01
		点数	2.72	0.66	0.02	0.02	0.56	96.01	0.01

表Ⅲ 耳鼻咽喉科乙表無床診療所(昭和44~61年度)

年度	① 初診回数 (時間内)	② 再診回数 (時間内)	③ 初診・再診回数計 (時間内)	④ ネブライザー 回 数	⑤ ネブライザー 点 数	⑥ 診療回数計 ネブライザーハイ	⑦ ネブライザーポイント 診療回数計
44	72,650	850,400	923,050	242,500	2,914,630	3,8064	3.1576
45	87,900	901,050	988,950	306,700	4,134,240	3,2245	4.1804
46	94,300	958,600	1,052,900	370,700	5,290,480	2,8403	5.0247
47	91,400	916,800	1,008,200	338,900	3,727,900	2,9749	3.6976
48	105,900	1,074,500	1,180,400	443,300	4,876,300	2,6628	4.1311
49	114,000	1,104,700	1,218,700	418,200	4,600,200	2,9141	3.7747
50	152,900	1,199,000	1,351,900	512,400	5,636,400	2,6384	4.1692
51	129,500	1,052,500	1,182,000	500,500	6,006,000	2,3616	5.0812
52	169,200	1,272,700	1,441,900	665,800	7,989,600	2,1657	5.5410
53	159,700	1,313,700	1,473,400	696,400	8,356,800	2,1157	5.6718
54	185,100	1,354,600	1,539,700	762,500	9,150,000	2,0193	5.9427
55	205,920	1,509,190	1,715,110	878,050	10,536,600	1,9533	6.1434
56	194,520	1,411,630	1,606,150	872,760	10,473,120	1,8403	6.5206
57	210,838	1,397,350	1,608,188	㊂ 893,389	10,720,668	1.8000	6.6663
				㊂ 16,060	385,440	100,1362	0.2397
				計 909,449	11,106,108	1.7683	6.9060
58	235,530	1,738,433	1,973,963	㊂ 1,118,330	13,419,960	1.7650	6.7985
				㊂ 40,530	972,720	48,7038	0.4928
				計 1,158,860	14,392,680	1.7034	7.2913
59	269,122	1,825,169	2,094,291	㊂ 1,116,522	13,398,264	1.8757	6.3975
				㊂ 84,110	2,018,640	24,8994	0.9639
				計 1,200,632	15,416,904	1.7443	7.3614
60	253,474	1,480,578	1,734,052	㊂ 1,077,334	13,687,056	1.6096	7.8931
61	577,290	3,486,380	4,063,670	㊂ 2,542,720	33,468,720	1.5982	8.2361
62	528,000	3,298,100	3,826,100	㊂ 2,454,670	32,375,400	1.5587	8.4618

らも診療回数中ネブライザー点数の占す額が増加していることが理解される。尤も後で触れるが、ネブライザーの使用薬剤点数の影響が少なからず大きいものであると判断される。

IV

表IVは昭和44年から昭和62年に至る19年間に於ける耳鼻咽喉科乙表無床診療所の処置および

表IV 耳鼻咽喉科乙表無床診療所におけるネブライザー計の年次別総計・処置計対比

年度	① 処置計 対総計点数比	② ネブライザー計 対総計点数比	③ ネブライザー計 対処置計点数比	④ ネブライザ回数 対処置回数比
44	35.76	9.63	26.92	10.21
45	30.85	10.06	32.61	11.99
46	31.23	11.05	35.39	13.36
47	35.30	7.34	20.80	15.44
48	33.11	7.21	21.77	16.86
49	23.33	4.15	17.80	15.43
50	22.84	4.40	19.30	17.42
51	23.87	4.37	18.32	17.89
52	23.75	4.73	19.94	19.56
53	25.72	4.31	16.77	19.35
54	24.70	4.29	17.39	20.30
55	24.08	4.19	17.40	20.56
56	23.50	4.27	18.17	21.87
57	25.52	4.30	16.84	22.14
58	25.05	4.18	16.69	21.69
59	23.11	4.25	18.40	22.75
60	25.39	4.10	16.16	22.74
61	24.77	4.15	16.74	22.23
62	26.40	4.08	15.44	20.71

ネブライザーの回数・点数に関する百分比を示すものである。

①は総計点数のうち処置計点数の合計の占める割合を示すもので、当初は処置のウェイトは重く35%以上を占したが、昭和49年度以降は23~25%台を示している。総点数の約4分の1が処置である。

②は総計点数のうちネブライザー点数が占める割合を示し、昭和48年度までは7%以上2桁の年度もあったが、昭和51年以降は4%台が持続している。この点、処置計対総計点数比と同様の歩調を辿っている。

③はネブライザー計対処置計点数比を示すも

ので、昭和48年までは20%乃至35%と高い比率を占しているが、最近では16~18%台と低下を示している。

④はネブライザ回数対処置回数比を示すもので、面白いことには、ここは10%台から22%強に増加している。つまり処置回数の中でネブライザ回数が占める比率が高くなっているのである。

V

表IIIの④、⑤および表IVより昭和57年度より昭和59年度に至る3カ年間に亘って超音波ネブライザは、回数、点数共に約2倍の伸びを示

し、ネブライザーに対して超音波ネブライザー

は回数、点数共に2倍づつの増加がみられる。

表V

年度	ネブライザーレコード	ネブライザーポイント
	超音波ネブライザーレコード	超音波ネブライザーポイント
57	55,628	27,814
58	27,5926	13,7963
59	13,2745	6,637

昭和60年度以降、ネブライザー、超音波ネブライザーの分類は原資料にもないのでその相関は不明である。

VI ネブライザーの使用薬剤料に関して

(1) 昭和46年度まではネブライザーの使用薬剤料はネブライザーの項に合計されている。しか

しネブライザーの単価および回数からネブライザー1回についての薬剤点数を逆算することができる。これは表VIに示す。

44年より46年までの3カ年間はネブライザーの所定点数は6点で固定しているが、薬剤点数は6点より8.2点に年々増加がみられる。

表VI

年度	ネブライザーレコード計 ①	ネブライザーポイント ②	6点×回数計 ③	薬剤料(②)-(③) ④	薬剤料/ネブライザーレコード計 ④÷①
44	242,500	2,914,630	1,455,000	1,459,630	6.0199
45	306,200	4,134,240	1,837,200	2,297,040	7.5017
46	370,700	5,290,480	2,224,200	3,066,280	8.2715

(2) 回数および点数より見たるネブライザーおよび超音波ネブライザーの相互比較

超音波ネブライザーは、昭和56年5月29日保険発43によって初めて点数設定されたので、56年6月審査分には超音波ネブライザーの請求はみられない。従って実際に診療行為別に超音波ネブライザーが現れたのは昭和57年度分からである。

(3) 昭和50年度より薬剤料は各科別処置の項目ではなく、全科の処置計の欄外に記載されているので、ネブライザーの使用薬剤点数を抽出することはできない。原資料も同様な分類があるので抽出不可能である。

昭和57年度より超音波ネブライザーが設定され、更に複雑な形となったが、昭和58年度以降

は薬剤料回数計も記載されていない。これも又原資料によるも全く推計不可能である。

(4) 以上社会医療調査報告に関する限り、ネブライザーの使用薬剤点数に関しては、この10年間以上に亘って参考になり得る確実なデータがない。これは非常に重要な事実である。

何故ならば、処置のうちの診療行為の一つとしてネブライザーの所定点数が増減する場合に於ける影響率を算定することは可能であるが、ネブライザーに伴う薬剤料の影響率を計算することは今や全く不可能である。

つまり、使用薬剤の種別の可否は学問的対象ではあるが、診療報酬に関しては考慮の根拠を何等もつものではないからである。

但し使用薬剤を固定点数化するような事態が

おこればネブライザーに関する将来の診療報酬の推計は可能となるであろう。それでも過去のデータが10数年に亘って埋没しているので、前年度までと比較することはできない。従ってネブライザーに関しては使用薬剤に関する限り影響率の算定は完全に不可能である。

この事実は非常に重要であると考える。使用薬剤の選択に関して経済的考慮が優先することあってはならないが、ネブライザーに関しては、絶対に学問的な立場にたって選択が行われねばならぬし、特にこの分野の臨床的研究の発展が望まれる。

薬液投与の手段としてのネブライザー療法は所定点数設定後既に久しい。薬剤調合選択の問題ばかりでなく、加療する部位、疾患の種別等によって粒径や噴射圧の可変調節等の新しい工夫がなされ、学問的に臨床的にその効果の判定が実証されるよう、この問題に関して日本エアロゾル研究会に於いても一層の努力がなされる可きであると考える。